

第1号案件

大和都市計画生産緑地地区 の変更について

(諮問:生駒市決定)

変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限等が解除された農地を生産緑地地区から削除することについて、所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

No.	内 容	件数	地区番号
1	生産緑地法第10条の規定により、買取り申出の結果、同法第8条の規定に基づく行為制限等が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	23

新旧対照表

面積	備考
〈 4 2 . 6 8 ha 〉 約 4 2 . 6 4 ha (Δ 0 . 0 4 ha)	地区数 2 5 8 ヶ所

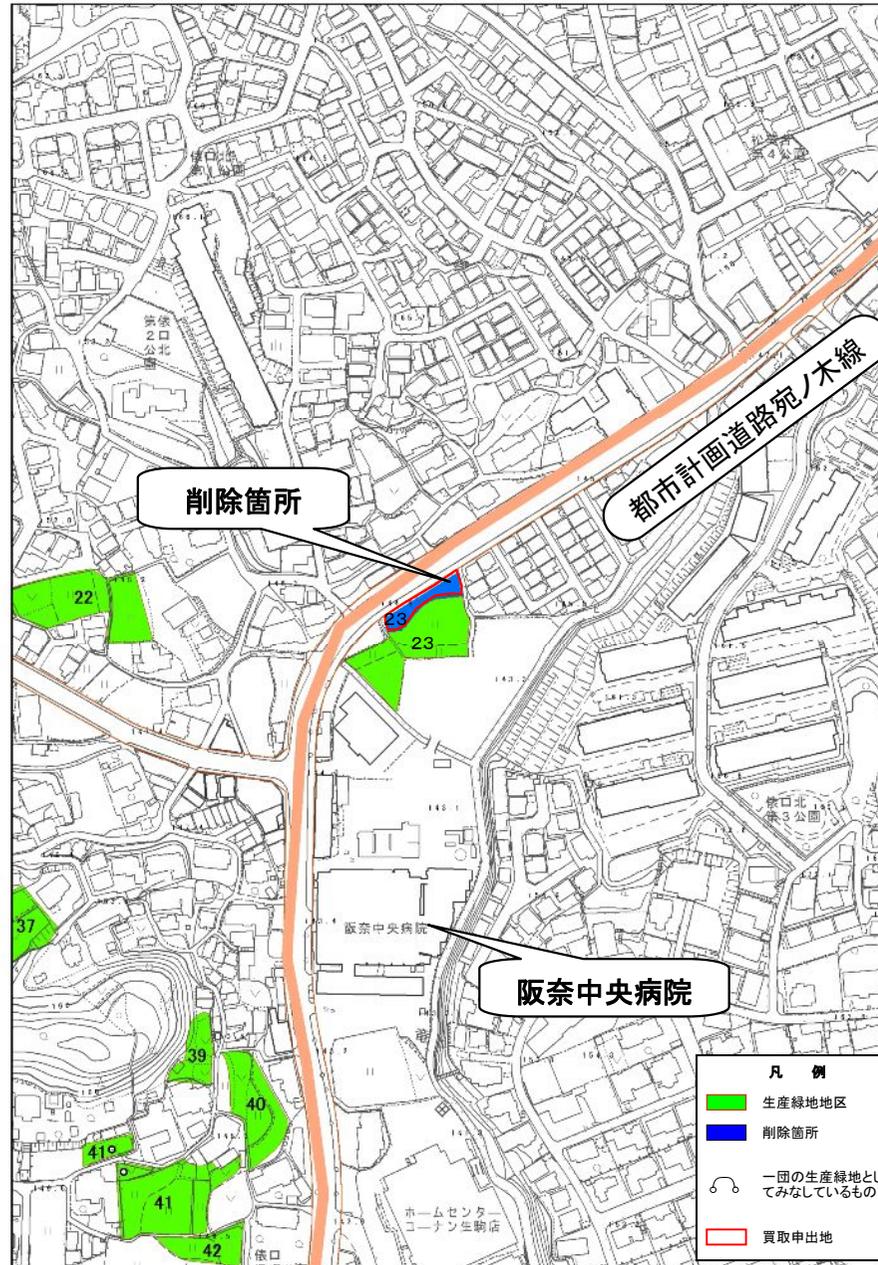
〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

変更内容

位置

地区番号 23

当該生産緑地地区は俵口町地内にあり、都市計画道路宛ノ木線に隣接し、阪奈中央病院の北側約150m、に位置しております。



変更理由

主たる農業の従事者の故障により、平成23年4月18日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限等を解除し、生産緑地地区から削除するものです。

大和都市計画生産緑地地区の変更（案） の縦覧結果について

告 示 日	平成23年10月24日付 生駒市告示第203号
縦 覧 期 間	平成23年10月24日（月）から 平成23年11月 7日（月）まで
縦 覧 者 数	0名
意見書の提出	なし